

◎新潟県告示第76号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第16項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成25年1月25日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

理事 新発田市茗荷谷 661 番地 大沼 淳

就任年月日 平成 24 年 11 月 29 日